

公立病院改革プランの概要

団 体 名		三好町					
プ ラ ン の 名 称		三好町民病院経営改革プラン2009					
策 定 日		平成 21年 2月 17日					
対 象 期 間		平成 21年度 ～ 平成 23年度					
病院 の 現 状	病 院 名	三好町民病院					
	所 在 地	愛知県西加茂郡三好町大字三好字八和田山15番地					
	病 床 数	122床					
	診 療 科 目	内科・消化器科・小児科・外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科・放射線科・循環器科・眼科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>町民病院は、主に急性期の疾患を扱う一般病床と長期にわたり療養を必要とする慢性患者を受け入れる療養病床、さらに訪問看護ステーションや在宅介護支援センターを併設し、入院から在宅までの一貫した医療を提供する地域にとって必要不可欠な総合的な医療施設である。</p> <p>また、平日の午後診療や往診を行うなど民間医療機関で対応できない部分を補い、切れ目ない医療を提供するとともに、町で行う予防接種や各種事業に医師、看護師などを派遣し地域住民の健康づくりと安全安心な生活に寄与している。</p> <p>医療環境の変化に対応し、自治体病院として三好町を中心とした地域の医療機関と連携を図るとともに、地域住民がいつでも安心して医療の提供を受けられる体制づくりと健康保</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>町民病院は、地域医療の確保を図るため、夜間及び土日祝日の救急業務を実施している。また、施設整備に当たっては、高度な医療機器を設置し、民間医療機関との病診連携などにより病院資源を有効に活用している。このように当院が地域医療の拠点病院として、地域の住民が近くで安心して医療の提供が今後とも安定的かつ継続的に受けられるよう、三好町は、総務省自治財政局長通知による地方公営企業繰出基準に基づく繰出金などを負担し病院運営を支援していく。</p> <p>なお、新病院開設後から経営基盤の安定に資するため支援している経営安定化負担金については、町民病院の経営的自立を図るため、平成18年度負担額(219,895千円)を基準として19年度から22年度の4年間で1億円を削減する。</p>					
経営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	96.0	93.6	95.3	94.9	96.0	
	医業収支比率	88.3	85.7	88.5	89.6	90.0	
	職員給与費対医業収益比率	51.9	53.9	52.4	52.1	52.0	
	委託費対医業収益比率	13.6	14.2	12.9	12.4	12.0	
	一般病床利用率	80.2	79.0	87.0	89.0	90.0	
	療養病床利用率	90.4	85.0	91.0	92.0	93.0	
	外来一日当たり平均患者数	387.9	393.9	401.8	409.8	418.0	
上記目標数値設定の考え方		<p>(経常黒字化の目標年度:26年度)</p> <p>22年度までは、一般会計負担金を計画的に削減を行う。 職員体制を整え、病床利用率の向上、住民サービスの向上、経費削減等に取り組み、26年度の黒字化を目指す。</p>					

				団体名 (病院名)	三好町(三好町民病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
がん(新規登録者数)		704	750	800	850	900	
脳卒中(新規登録者数)		281	300	310	320	330	
急性心筋梗塞(新規登録者数)		41	60	60	60	60	
糖尿病(新規登録者数)		524	550	570	590	610	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期						
	民間的経営手法の導入						
	事業規模・形態の見直し	地方公営企業法の全部適用(平成19年4月より実施) 当面は現体制で経営改革に取り組んでいく。					
	経費削減・抑制対策	物品購入、管理方法の見直し 委託契約の見直し 光熱水費及び廃棄物の削減 組織の効率化と人件費の見直し					
	収入増加・確保対策	病床利用率の向上と外来患者の確保 未収金の縮減 レセプト精度調査 地域医療機関との連携強化 資金の効率的な運用					
その他	チーム医療の推進 医療安全対策の徹底 クリニカルパスの推進 待ち時間の短縮 検診業務の充実 職員の経営に対する意識改革 目標設定と実績評価 医療スタッフの確保						
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	89.00%	18年度	89.40%	19年度	85.10%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	平成19年10月に増築を行い、新たに眼科を新設するとともに病棟を16床増床した。					

団体名
(病院名)

三好町(三好町民病院)

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	西三河北部医療圏における自治体病院は、三好町民病院のみである。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	三好町民病院は、2次救急医療の指定を受け病院群輪番制により救急医療を行っている。西三河北部医療圏における緊急性の高い救急医療の受入れ体制は、厚生連豊田厚生病院、トヨタ記念病院において確保されており、現体制で特段の問題はない。(県の有識者会議)		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	再編計画なし	<内容>	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所にて <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所にて <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	<input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	<時期> 平成19年4月に地方公営企業法の全部適用を行った。当面は現体制で行う。		<内容>
その他特記事項		改革プランは、毎年度、自己点検及び自己評価を行い、地域住民の代表者の参加を得て組織する三好町民病院運営協議会において評価し公表する。 改革プランの見直しは、評価結果を受け、必要に応じて三好町病院改革プラン策定委員会において行う。		

(別紙)

団体名 (病院名)	三好町(三好町民病院)
--------------	-------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収	1. 医業収益 a	1,911	1,993	2,022	2,203	2,287	2,365	
	(1) 料金収入	1,637	1,718	1,737	1,916	1,989	2,056	
	(2) その他	274	275	285	287	298	309	
	うち他会計負担金	101	100	105	102	104	106	
	2. 医業外収益	377	316	298	280	247	255	
	(1) 他会計負担金・補助金	367	304	285	267	234	242	
	(2) 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0	
	(3) その他	10	12	13	13	13	13	
	経常収益(A)	2,288	2,309	2,320	2,483	2,534	2,620	
	支	1. 医業費用 b	2,184	2,257	2,359	2,491	2,552	2,613
(1) 職員給与と費用 c		973	1,035	1,090	1,155	1,191	1,229	
(2) 材料費		550	555	546	608	630	651	
(3) 経費		378	392	417	415	413	412	
(4) 減価償却費		279	246	299	305	305	308	
(5) その他		4	29	7	8	13	13	
2. 医業外費用		116	149	119	115	118	116	
(1) 支払利息		64	63	66	63	60	58	
(2) その他		52	86	53	52	58	58	
経常費用(B)		2,300	2,406	2,478	2,606	2,670	2,729	
経常損益(A)-(B) (C)		▲ 12	▲ 97	▲ 158	▲ 123	▲ 136	▲ 109	
特別損益		1. 特別利益(D)	0	0	0	0	0	0
		2. 特別損失(E)	0	0	0	0	0	0
		特別損益(D)-(E) (F)	0	0	0	0	0	0
純損益(C)+(F)	▲ 12	▲ 97	▲ 158	▲ 123	▲ 136	▲ 109		
累積欠損金(G)	0	0	0	0	0	44		
不良債務	流動資産(ア)	1,213	1,090	1,160	1,201	1,250	1,290	
	流動負債(イ)	141	131	115	112	114	116	
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0	
	不良債務(オ)	▲ 1,072	▲ 959	▲ 1,045	▲ 1,089	▲ 1,136	▲ 1,174	
差引 [(イ)-(エ)] - [(ア)-(ウ)]								
単年度資金不足額(※)	▲ 193	113	▲ 86	▲ 44	▲ 47	▲ 38		
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	99.5	96	93.6	95.3	94.9	96.0		
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	▲ 56.1	▲ 48.1	▲ 51.7	▲ 49.4	▲ 49.7	▲ 49.6		
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	87.5	88.3	85.7	88.5	89.6	90.0		
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	50.9	51.9	53.9	52.4	52.1	52.0		
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額(H)	0	0	0	0	0	0		
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0	0	0	0	0	0		
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率	0	0	0	0	0	0		
病床利用率	89.4	85.1	81.7	88.8	90.3	91.3		

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名 (病院名)	三好町(三好町民病院)
--------------	-------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企 業 債	78	312	0	0	50	50
	2. 他 会 計 出 資 金						
	3. 他 会 計 負 担 金	122	271	117	156	174	206
	4. 他 会 計 借 入 金						
	5. 他 会 計 補 助 金						
	6. 国 (県) 補 助 金						
	7. そ の 他	1		8			
	収入計 (a)	201	583	125	156	224	256
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a)-(b)+(c) (A)	201	583	125	156	224	256	
支 出	1. 建 設 改 良 費	160	867	61	66	155	185
	2. 企 業 債 償 還 金	122	129	144	195	198	201
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0					
	4. そ の 他	0					
	支出計 (B)	282	996	205	261	353	386
差引不足額 (B)-(A) (C)	81	413	80	105	129	130	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	81	393	80	105	129	130
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他		20				
計 (D)	81	413	80	105	129	130	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 益 的 収 支	(219,895) 468,988	(209,895) 404,155	(179,895) 389,566	(149,895) 368,325	(119,895) 337,822	(119,895) 347,970
資 本 的 収 支	() 121,942	() 271,304	() 117,099	() 155,817	() 174,348	() 206,155
合 計	(219,895) 590,930	(209,895) 675,459	(179,895) 506,665	(149,895) 524,142	(119,895) 512,170	(119,895) 554,125

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。